

監査結果に係る措置通知書

	対象部局等	危機管理室
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>雑入（電気使用料）において、使用料の実費相当額算出に誤りがあった。（1か所） また、行政財産の設置事業者が負担すべきであった引き渡し前の電気使用料から発生した延滞利息を市が負担したものについて、設置事業者に求償していなかった。 （1か所）（地方自治法施行令第154条第1項）</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】 行政財産目的外使用許可に基づく電気料実費相当額の算出誤りについては、積算根拠を明確化していなかったこと及び職員の確認不足が原因です。 また、行政財産の設置事業者が負担すべき電気使用料の延滞利息分を市が負担したことについては、延滞利息分の事務処理に係る認識不足及び支出伝票起案時における室内の確認不足が原因です。</p> <p>【対応】 市が誤って負担した遅延利息相当分につきましては、設置事業者へ求償し、令和5年3月に収入済みです。また、市が過大に請求した電気料実費相当額につきましても、令和5年3月に還付済みです。</p> <p>【再発防止策】 支出伝票起票の際の職員間の相互チェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。また、電気料相当額の積算方法については、年度当初の指令書の送付と併せて通知することとし、積算根拠を明確化するほか、事務処理マニュアルへも記載し、再発防止に努めてまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。